相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市宝町六番地、最後の住所山形県鶴岡市湯野浜一丁目一七番三五号
被相続人　亡　渡部　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
山形県鶴岡市本田甲八六番地
相続財産管理人　伊藤　誠男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市中町八二〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙木　富代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
栃木県佐野市栃本町六九一番地八
相続財産管理人　富岡　一義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市馬入本町九番、最後の住所神奈川県平塚市老松町一番一〇―六一〇号
被相続人　亡　原　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
東京都港区西新橋二丁目一一番六号ニュー西新橋ビル九階　西新橋綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　浩秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町一之宮二丁目一二五五番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮二丁目一〇番一〇号
被相続人　亡　櫻井　昌宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階
相続財産管理人　弁護士　延命　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市鷺山東二丁目三番、最後の住所岐阜市平河町七番地　被相続人　亡　角本　昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
事務所岐阜市司町三八番地酒造会館三階
相続財産管理人　弁護士　南　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町四日市場字北元宿七一番地、最後の住所静岡県浜松市北区都田町七五五番地の四七　政本病院
被相続人　亡　伊藤　美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
事務所静岡県磐田市国府台八六番地一
相続財産管理人　花井　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区十番町五丁目三七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　池田　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
静岡県藤枝市茶町二丁目一三番一五号
相続財産管理人　増田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山五六番地、最後の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山四九二番地
被相続人　亡　世古　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
三重県尾鷲市栄町一二番二五号
相続財産管理人　司法書士　仲　芳秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市阿弥陀寺町九三番地、最後の住所山口県下関市上田中町二丁目一七番一五号　被相続人　亡　岸本　紋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
事務所山口県下関市細江新町三番四五号
相続財産管理人　島谷　誠仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市片淵二丁目八八番地、最後の住所長崎市片淵一丁目九番一二号
被相続人　亡　堀川伊佐雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
長崎市片淵一丁目九番一二号
相続財産管理人　堀川サナヱ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市坪井三丁目九番地三六、最後の住所熊本市龍田陳内一丁目三番三〇号
被相続人　亡　矢野はるよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日
熊本市新町三丁目九番五号
相続財産管理人　袋田　隆晴

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年六月十五日
一、墳墓等所在地　新潟県長岡市中沢二丁目一一五七番地一
一、墳墓等の名称　専行寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　木村松次郎、川平、小林権平、柴木、丸山栄七、他不詳有り
一、改葬を行おうとする者　新潟県長岡市中沢二丁目一一五八番地一　専行寺代表役員　木村邦和

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社アプラスフィナンシャル
代表者の氏名　代表取締役　常峰　仁
本店の所在地　大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号
その他の営業所の名称及び所在地　本店　大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号、大阪支店　大阪市中央区南本町二丁目六番一二号サンマリオンＮＢＦタワー内、東大阪支店　東大阪市長堂二丁目三番二一号日本生命布施駅前ビル内、堺支店　堺市堺区戎島町二丁六二番地新日鉄都市開発堺ビル内、札幌支店　札幌市中央区北一条西七丁目三番地一〇北一条第一生命ビルディング内、青森営業所　青森市新町二丁目二番四号青森新町二丁目ビル内、盛岡営業所　盛岡市大通三丁目三番一〇号七十七日生盛岡ビル内、秋田支店　秋田市中通四丁目五番二号明治安田生命秋田第二ビル内、郡山支店　郡山市中町五番一号日本生命郡山中町ビル内、仙台支店　仙台市青葉区国分町三丁目一番一号仙台第一生命ビルディング内、山形支店　山形市十日町一丁目三番二九号山形殖銀日生ビル内、営業推進部　東京都新宿区新小川町四番一号アプラス東京ビル内、横浜支店　横浜市西区花咲町七丁目一五〇番地ウエインズ&イッセイ横浜ビル内、湘南支店　平塚市宝町三番一号平塚ＭＮビル内、千葉支店　千葉市中央区中央三丁目三番八号日本生命千葉中央ビル内、大宮支店　さいたま市大宮区宮町三丁目一三番二号日本生命大宮ビル内、高崎支店　高崎市あら町一一六番一号高崎第一生命ビルディング内、沼津支店　沼津市大手町二丁目四番五号沼津東京海上ビル内、静岡支店　静岡市葵区日出町一番二号静岡住友ビル内、浜松営業所　浜松市中区元城町二一六番一八号浜松大同生命ビル内、三河支店　岡崎市康生通西三丁目一六番地康生ビル内、名古屋支店　名古屋市中区錦一丁目二〇番一九号